南相馬市条例第 号

南相馬市いじめ防止等に関する条例(素案)

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第7 1号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、子どもに対する いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下 「いじめの防止等」という。)に係る基本理念を定め、南相馬 市(以下「市」という。)、学校の責務又は保護者、子ども、 市民等及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、いじめ の防止等を図るための基本的な施策を定めることにより、子ど もが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目 的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) いじめ 子どもに対して、該当子どもが在籍する学校に在籍 している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行 う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通 じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となっ た子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
 - (2) 学校 南相馬市小学校及び中学校条例(平成18年南相馬市条例第185号)に規定する小学校及び中学校をいう。
 - ③ 子ども 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 - (4) 保護者 親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)をいう。
 - (5) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者及び市内の事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
 - (6) 関係機関等 警察署、児童相談所、医療機関その他いじめ防止等のための対策に関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 市、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、いじめが全 ての子どもに関する問題であるとの認識に立ち、子どもが安心し て生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会をつくるためにそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止等に取り組むものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(教育委員会の責務)

第5条 南相馬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、 基本理念に基づき、学校におけるいじめの防止等のために必要な 措置を講じなければならない。

(学校の責務)

- 第6条 学校は、基本理念に基づき、教育委員会、当該学校に在籍 する子どもの保護者、地域住民及び関係機関等と連携して、学校 全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。
- 2 学校は、子どもが相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育む教育活動の充実に努めなければならない。
- 3 学校は、子ども及び保護者が安心して相談することができる環境を整えなければならない。

(保護者の役割)

- 第7条 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、いじめを正しく認識し、その保護する子どもがいじめを行うことがないよう、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(子どもの役割)

- 第8条 子どもは、いかなる場合であってもいじめを行ってはなら ない。
- 2 子どもは、互いの人格を尊重するよう努めるものとする。
- 3 子どもは、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極

的にその活動に努めるものとする。

(市民等の役割)

- 第9条 市民等は、基本理念に基づき、地域において子どもに対する見守り、声掛け等を行うことにより、子どもが心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市民等は、いじめを受けた子どもを発見し、又は子どもがいじめを受けている疑いがあると認めたときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第10条 関係機関等は、市が策定するいじめの防止等のための対 策の推進に関し、相互に連携を図るものとする。

(南相馬市いじめ防止基本方針の策定)

- 第11条 市は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。
- 2 市は、社会情勢の変化及びいじめの防止等に係る取組の検証等 を踏まえ、必要に応じて基本方針を見直すものとする。
- 3 市は、基本方針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを 公表しなければならない。

(学校いじめ防止基本方針の策定)

- 第12条 学校は、法第13条の規定に基づき、基本方針を踏ま え、その学校の実情に応じ、当該学校に係るいじめの防止等のた めの対策に関する基本的な方針を策定するものとする。
- 2 学校は、子どもを取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に 応じて学校いじめ防止基本方針を見直すものとする。
- 3 学校は、学校いじめ防止基本方針を変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、変更した内容について、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(南相馬市いじめ問題対策連絡協議会の設置)

- 第13条 教育委員会は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関等と連携を図るため、南相馬市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。
- 2 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関等の連携に関する事項
- ③) その他教育委員会が必要と認める事項
- 3 連絡協議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 4 連絡協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が 別に定める。

(南相馬市いじめ問題対策委員会の設置)

- 第14条 教育委員会は、法第14条第3項及び法第28条第1項 の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて調査審議を行わせる ため、教育委員会に地方自治法(昭和22年法律第67号)第1 38条の4第3項の規定による附属機関として、南相馬市いじめ 問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。
- 2 対策委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、教育委員会へ答申する。
 - (1) 学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項
 - (2) 学校に係る法第28条第1項に規定する調査に関する事項
 - ③ その他対策委員会設置の目的を達成するために必要な事項
- 3 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるとき は、臨時委員を置くことができる。
- 5 対策委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠け た場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 臨時委員が調査の対象となる事項に関係する者又は調査の実施 に影響がある者と判明したときは、教育委員会は当該臨時委員を 解任することができる。
- 8 臨時委員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
 - (南相馬市いじめ問題再調査委員会の設置)

- 第15条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、法第28条 第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調 査審議を行わせるため、地方自治法第138条の4第3項の規定 による附属機関として、南相馬市いじめ問題再調査委員会(以下 「再調査委員会」という。)を置くことができる。
- 2 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 再調査委員会の委員及び臨時委員の任期は、委嘱の日から答申 を行った日までとする。
- 5 臨時委員が調査の対象となる事項に関係する者又は調査の実施 に影響がある者と判明したときは、市長は当該臨時委員を解任す ることができる。
- 6 再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

(財政上の措置)

第16条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第17条 いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由なく、職務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。 (委任)
- 第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。